**メディアプロモーション支援業務にかかる公募型プロポーザル実施要領**

**１．プロポーザルの目的**

本業務は、令和８年の世界遺産登録を見据え、市民及び来訪者に「飛鳥・藤原の宮都」の価値を伝え、世界遺産登録への機運醸成を図るとともに、質の高い情報コンテンツの作成と広がりのある情報発信を通じて橿原市の認知度向上を目的とした業務であり、業務の履行には、メディアプロモーションについて専門的な視点と高度な企画力を要することから、公募により最適な受注候補者を厳正かつ公正に特定するプロポーザルを実施するものである。

**２．委託業務の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **番号** | **案件番号** | **期限等** |
| １ | 委託業務名 | メディアプロモーション支援業務 |
| ２ | 契約期間 | 契約締結日の翌日から令和８年３月３１日（火）まで |
| ３ | 履行場所 | 橿原市内一円 |
| ４ | 契約内容 | 別紙仕様書の通り |
| ５ | 契約保証金 | 橿原市契約規則による |
| ６ | 支払 | 委託業務完了確認後の支払 |
| ７ | 契約条項 | 契約書及び橿原市契約規則による |
| ８ | 見積限度額 | １０，０００，０００　円（税込） |

**３．参加資格**

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の要件を全て満たすものとする。なお、（１）～（４）については、参加表明書提出日を基準とする。

（１）当該年度の橿原市入札参加資格者名簿の「役務-企画イベント又はその他役務」に登録されている者であること。

（２）地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者又は同条第２項各号のいずれかに該当したために競争入札に参加させないこととした者ではないこと。

（３）破産法（平成１６年法律第７５号）の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定に基づく再生手続の開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。

（４）橿原市契約における暴力団排除に関する要綱（平成２４年橿原市告示第１７５号）に基づく入札参加資格取消措置を受けていない者であること。

（５）橿原市入札参加資格停止要綱（平成１４年橿原市告示第２０８号）による資格停止措置を受けていない者であること。（参加表明書提出期限日から契約締結日まで）

**４．スケジュール**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **番号** | **案件番号** | **期限等** |
| （１） | 公告日 | 令和７年５月３０日（金） |
| （２） | 参加表明書の提出 | 令和７年６月　６日（金）正午まで |
| （３） | 提案資格確認結果通知 | 令和７年６月１０日（火） |
| （４） | 質問票の提出 | 令和７年６月１７日（火）正午まで |
| （５） | 質問の回答 | 令和７年６月１９日（木） |
| （６） | 提出意思確認書の提出 | 令和７年６月２５日（水）正午まで |
| （７） | 企画提案書の提出 | 令和７年７月　２日（水）正午まで |
| （８） | 書類審査の実施及び  ヒアリング審査実施の通知 | 令和７年７月　３日（木） |
| （９） | ヒアリング審査の実施 | 令和７年７月　８日（火）（予定） |
| （１０） | 評価結果通知書送付 | 令和７年７月１１日（金）（予定） |
| （１１） | 契約の締結、結果公表 | 令和７年７月１８日（金）（予定） |

**５．実施手順**

（１）公告（公募開始）

本案件の関係書類及びプロポーザルに参加するために必要な書類を、令和７年５月３０日（金）

に橿原市公式ホームページに掲載します。

＜配布書類＞

①プロポーザル実施要領

②仕様書

③様式第１号　参加表明書

④様式第２号　資格調書

⑤様式第３号　質問票

⑥様式第４号　提出意思確認書

⑦様式第５号　企画提案書

　　　　※上記の交付資料は、下記URLからダウンロードすること。

　　　〈URL〉<https://www.city.kashihara.nara.jp/shigoto_sangyo/nyusatsu_keiyaku/1/7/index.html>

（２）参加表明書の提出

本案件に参加しようとする者は、「③様式第１号　参加表明書」、「④様式第２号　資格調書」を、

令和７年６月６日（金）正午までに、企画政策課まで、下記提出フォームに添付して提出してください。

　　　　提出フォーム：<https://logoform.jp/f/pGJZc>

（３）提案資格確認結果の通知

参加表明書提出者に対しては、本プロポーザルの参加資格を確認したうえで、「提案資格確認結果通知書」を令和７年６月１０日（火）に電子メールにて通知する。

なお、提案資格を有する者が５者を超える場合は、書類審査として別添「審査基準」の「Ⅰ．企業評価等」について書類審査を行い、採点結果上位５者程度を選定したうえで、提案資格確認結果を通知する。

（４）質問票の提出

本案件に関して不明な点がある場合は、「⑤様式第３号　質問票」に質問内容を記載し、令和７年６月１７日（火）正午までに、下記フォームに添付し提出してください。口頭での質問は受け付けません。

　　　　提出フォーム：<https://logoform.jp/f/pGJZc>

（５）質問の回答

質問票で出された質問事項を取りまとめて、令和７年６月１９日（木）に、橿原市公式ホームページにて回答を掲載します。なお、質問者名は公表しないものとします。また、質問票の提出が１件もなかった場合においても、その旨を橿原市ホームページに掲載する。

　（６）提出意思確認書の提出

　　　　企画提案書類を提出する意思の有無を、「⑥様式第４号　提出意思確認書」で確認しますので、令和７年６月２５日（水）正午までに下記フォームに添付して提出してください。

　　　　提出フォーム：<https://logoform.jp/f/pGJZc>

（７）企画提案書類の提出

次の書類を、令和７年７月２日（水）正午までに、企画政策課まで、持参もしくは郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）にて提出してください。なお、期限までに提出がない場合は、原則として採点を行いません。

橿原市役所　企画戦略部　企画政策課

〒６３４－８５８６　橿原市八木町１丁目１－１８（本庁舎 東棟２階）

※企画提案書類の提出後は、資料の修正及び追加資料の提出は認めません。

次に掲げる書類を各部数提出すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 様式等 | 提出部数 |
| 企画提案書表紙 | 「⑦様式第５号　企画提案書」 | １部 |
| 実施方針 | 様式自由 | 正本１部、副本５部 |
| 企画提案 | 様式自由 | 正本１部、副本５部 |
| 参考見積書 | 様式自由 | １部 |

※「実施方針」、「企画提案」の作成及び提出について

　　・文字の大きさは１０ポイント以上とすること。

・提出者を特定することができる内容の記述はしないこと。なお、文章を補完するための最小限の写真、イラスト等を記載又は貼付けすることができる。

・正本は企業名や個人名の記述を認めるが、副本は企業名や個人名の記述を伏せて提出すること。（副本においては、企業名を空白や「●●●●●●」等で表示し、個人名を「役職＋アルファベット」（例：「担当者　Ａ」）や「●●●●●●」等で表示すること。）

　　・正本にカラー表示を含む場合は副本においてもカラー印刷にて提出すること。

　　・後述ヒアリング時にパソコン、プロジェクターを用いて説明を行う場合は、提出書類の電子データをCD-R等に保存し、1部提出すること。（ヒアリングに用いるデータは、PowerPoint2016にて対応が可能なデータとすること。また、企業名や個人名の記述を伏せること。）

※参考見積書は、「橿原市長　亀田忠彦」宛とし、本業務に係る見積額（税込）及びその内訳を記載すること。なお、見積限度額を超えている場合は失格とする。

（８）書類審査の実施・ヒアリングの日程通知

　　　　　事務局が、別添「審査基準」に基づいて書類審査を行い、採点結果を合計し、上位３者を選定する。

〇書類審査

書類審査は、「Ⅰ．企業評価」及び「Ⅱ．参考見積書」の項目について事務局が審査及び評価を行う。ただし、書類評価の得点が６０％に満たない場合は、選外とする。

書類審査の結果、令和７年７月　３日（木）に、書類審査全参加者にメールで「書類審査結果通知書」をメールにて送信する。合計得点の上位３者となった参加者にはあわせて「ヒアリング審査開催通知書」を送信する。

＜得点が２者以上で同点となった場合＞

１．見積額が低い者を上位とする。

２．１で見積額が同額の場合は、評価項目の「同種・類似業務実績」の点数が高い者を上位とする。

（９）ヒアリング審査の実施

本プロポーザルの実施にあたり「メディアプロモーション支援業務に係るプロポーザル評価委員会」（以下、「評価委員会」という）を設置し、別添「審査基準」に基づき審査及び評価を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。

〇ヒアリング審査

ヒアリング審査は、「Ⅲ．実施方針」及び「Ⅳ．企画提案」の項目について評価委員会が審査及び評価を行う。

日時・会場は、ヒアリング審査開催通知書で通知する。

出席者は３名以内（説明は、業務を担当する業務責任者又は業務担当者が行うこと。）とする。

ヒアリング時間は１者あたり３０分以内とし、うちプレゼンテーションの時間を１５分程度、質疑応答の時間を１５分程度とする。ただし、ヒアリング時間を延長する場合がある。

ヒアリングの実施にあたり、パソコン、プロジェクターを用いて説明を行えることとする。ただし、提出した提案書（副本）に基づくものとし、追加提案及び追加資料は受理しないものとする。（プロジェクターは事務局で用意する。）

〇最優秀提案者及び次点提案者の選定方法

　　　別添「審査基準」のとおりとする。

〇結果の公表

審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続きの完了後に公表するものとする。

　（１０）評価結果通知書送付

「（９）ヒアリング審査の実施」で選定された最優秀提案者を受託候補者と特定し、ヒアリングから７日以内に評価結果通知書をヒアリング審査参加者に通知するものとする。ただし、最優秀提案者の総合評価点が５０点に満たない場合は、受託候補者となることはできない。

　（１１）仕様書の調整

受託候補者と仕様書調整等、契約に向けた交渉を行う。

なお、受託候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次点者と交渉を行うものとする。

（１２）見積書の提出

交渉により確定した仕様書に基づき、契約締結のための見積書を提出するものとする。

（１３）契約締結、結果公表

　　　受託候補者と契約締結後、橿原市公式ホームページ上にて、プロポーザル実施結果を掲載します。

**６．契約の不締結**

　　受託候補者の特定後、契約締結までの間に次のいずれかに該当する事由があると認められた場合、契約を締結しないものとする。

（１）「３．参加資格」の要件を満たさないこととなったとき。

（２）提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

**７．その他の留意事項**

（１）プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。

（２）書類の作成に用いる言語は日本語、及び通貨は日本円とする。

（３）企画提案書等の提出は、１者につき１件とする。

（４）提出後の企画提案書等の修正または変更は原則として認めない。また、企画提案書等に記載した配置予定担当者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、市の了解を得なければならない。

（５）提出書類の取扱いは、次の通りとする。

・提出された書類の返却はしないものとする。

・本案件に係る橿原市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、提出書類を公開するものとする。ただし、同条例第６条に該当する場合は、その全部または一部を公開しないことができる。

（６）次に該当する場合は、失格となる場合がある。

・提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

・見積限度額を超えるもの。

・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

**８．担当課**

　　　橿原市　企画戦略部　企画政策課

　　　〒６３４－８５８６

　　　奈良県橿原市八木町１丁目１番１８号　（本庁舎 東棟２階）

　　　ＴＥＬ：０７４４－２１－１１０８

　　　ＦＡＸ：０７４４－２１－１１２８

　　　Ｅ－ｍａｉｌ：[kikaku@city.kashihara.nara.jp](mailto:kikaku@city.kashihara.nara.jp)

（別添）「審査基準」

１．審査項目と配点

＜書類審査＞　評価３０点×事務局２名＝**６０点**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 主な審査基準 | 配点 |
| Ⅰ．企業評価 | ＜実施体制＞  ・同種・類似業務に携わった担当者が配置され、本業務を効率的かつ円滑に行える実施体制となっているか。  ＜業務実績＞  ・過去に同種・類似業務に対する業務実績があり、その成果品において、見やすさ・分かりやすさ・伝わりやすさの工夫が見られるか。 | ２０ |
| Ⅱ．参考見積書 | 経済性 | １０ |
| 計 |  | ３０ |

＜ヒアリング審査＞　評価７０点×評価委員３名＝**２１０点**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 主な審査基準 | 配点 |
| Ⅲ．実施方針 | ＜業務理解度＞  ・本業務の目的・条件・内容等を十分に理解し、仕様書に沿った提案書となっているか。  ＜提案全般＞  ・完成まで実現性が高い提案内容となっているか。独自のノウハウを活用した高度な企画力を要する取組みの提案となっているか。  ＜スケジュール＞  ・業務工程が具体的かつ現実的なものになっているか。 | ２０ |
| Ⅳ．企画提案 | ＜調査・分析＞  ・専門的な視点から本市の魅力や強み・弱みを整理し、課題を的確に把握できる調査・分析となっているか。  ・具体的かつ実効性の高い解決方針及びメディア露出計画を提示しているか。  ＜メディアプロモーション提案＞  ・国内外の人々の興味、関心をひきつけるよう、企画段階から創意工夫を凝らした具体的な施策とその効果を検証できる提案となっているか。  ＜独自の提案＞  ・仕様書に記載のある業務に加え、独創的で本市にとって有益な提案があるか。  ＜専門的技術力＞  ・質疑応答における専門的技術力、説得力があるか。  ＜業務意欲＞  ・本業務を進めていく姿勢、意欲、工夫等があるか。 | ５０ |
| 計 |  | ７０ |

※「Ⅱ．参考見積書」、「Ⅲ．実施方針」、「Ⅳ．企画提案」の評価点の算出について

　・「Ⅱ．参考見積書」については、見積順位点と見積価格点の合計を評価点とする。

見積順位点は、提出された見積価格のうち最低見積価格提出者から順に１位、２位、３位…と順位付けを行い、１位を５点、２位を４点、３位を３点…以降直近上位順位者の点数より１点を減じた点数とする。

見積価格点は、最低見積価格提出者を５点とする。その他の提出者は、最低見積価格を提出された見積価格で除した後、５点を乗じて小数第２位を四捨五入した点数とする。

「Ⅱ．参考見積書」の評価点＝見積順位点＋見積価格点

※見積価格点＝５×（最低見積価格／提出された見積価格）

　・「Ⅲ．実施方針」、「Ⅳ．企画提案」については、提案内容を各評価委員が審査し、個別評価点を算出する。各評価委員の個別評価点を平均（小数点以下切り捨て）した結果を評価点とする。

２．総合評価点の算出

　総合評価点は上記「Ⅰ．企業実績等」～「Ⅳ．企画提案」の審査項目の評価点の合計点とする。書類審査６０点、ヒアリング審査２１０点、合計２７０点満点とする。総合評価点の最高得点者を最優秀提案者、次点得点者を次点提案者として選定する。総合評価点が同点の場合における優先者を選定するための審査項目の優先順位は「Ⅳ．企画提案」、「Ⅲ．実施方針」、「Ⅰ．企業実績等」、「Ⅱ．参考見積書」の順とする。なお、総合評価点及び各審査項目の評価点が全て同じ場合はくじ引きとする。